

扶桑商工通信

令和2年4月号

発行 扶桑町商工会

コロナウイルス 緊急対策

〈資金繰り〉①セーフティネット保証

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証対象とする資金繰り支援制度。愛知県では、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、原則として最近1カ月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれる事業者に対し市町村が認定を行っています。利用の流れは、①本店等所在地の市町村に認定申請を行い、②希望の金融機関又は最寄の信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます。認定に関するお問い合わせは扶桑町産業環境課（0587-93-1111）まで。

②新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少が見込まれる事業者に対して、日本政策金融公庫を通じて、通常の融資とは別枠で融資をおこなう制度。融資対象は、最近1カ月の売上高が前年または前前年比5%以上減少していることなど。詳しくは、日本政策金融公庫一宮支店

(0586-73-3131) まで。

〈生産性革命推進事業〉①持続化補助金

持続化補助金とは、小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大）等に対応するため経営計画を作成し、それらに基づいておこなう販路開拓の取組み等の経費の一部を補助。補助金額は原則50万円を上限（補助率2/3）に国から補助する。事業の実施期間は交付決定日から2021年1月31日まで。

申請を検討中の事業者は、扶桑町商工会のホームページ（<http://www.fusoci.jp>）から「公募要領」「申請書」「経営計画書」「補助事業計画書」を作成した上で、「問診票」を記入して商工会までご連絡ください。改めて面談日時を設定させていただきます。

②ものづくり補助金

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善をおこなうための設備投資等を支援する。補助金額100万円～1000万円。補助率：中小企業者1/2、小規模事業者2/3。補助対象経費：機械設置・システム構築費等。事業の申請受付は、5月（2次）、8月（3次）、11月（4次）、令和3年2月（5次）。詳しくは、ものづくり補助金事務局サポートセンター（050-8880-4053）まで。

※本年度の生産性革命推進事業では、**新型コ**

ロナウイルス感染症による経営上の影響を受けながらも生産性の向上に取り組むような企業に對しての加點措置が行われます。

〈経営環境の整備〉①雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能、②生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3カ月から1カ月に短縮。③雇用指標（最近3カ月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。④事業所設置後、1年未満の事業者も対象。⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5に引き上げ。⑥非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象。詳しくは、愛知労働局（052-972-0251）

②小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

小学校等が臨時休業した場合等に、その労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規、非正規を問わず労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対する助成。詳しくは、厚生労働省（03-3595-3274）

セーフティネット保証の対象となる
愛知県の制度融資

融資対象者	全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定を受けた特定中小企業者 (第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合) 【責任共有制度対象外】								
認定等(相談先)	要 (各市町村商工担当課)								
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 8,000万円								
融資期間・利率 ※融資期間1年を除き、原則として1年以内の据置可能。	<table border="1"> <tr> <td>3年</td> <td>年 1.2 (1.1) %</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>年 1.3 (1.2) %</td> </tr> <tr> <td>7年</td> <td>年 1.4 (1.3) %</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>年 1.5 (1.4) %</td> </tr> </table> (融資対象者のうち第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合は () 内の利率)	3年	年 1.2 (1.1) %	5年	年 1.3 (1.2) %	7年	年 1.4 (1.3) %	10年	年 1.5 (1.4) %
3年	年 1.2 (1.1) %								
5年	年 1.3 (1.2) %								
7年	年 1.4 (1.3) %								
10年	年 1.5 (1.4) %								
担保・保証人	保証協会所定								
信用保証	要								

日本政策金融公庫の
新型コロナウイルス感染症特別貸付

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日(金)より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

▶ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

▶ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476 (国民生活事業)
：0120-327790 (中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!

